## 熊本県監査委員公告第17号

平成25年度及び平成26年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年10月5日

熊本県監査委員松見辰彦同坊中潮同城下広作同小早川宗弘

番号		所管課	事業名等	件名	指摘・ 意見 の区 分	内容	改善措置
1	25	農林水産政策課	総論	事業実施後の モニタリングの 必要性につい て		熊本県の補助を受けて実施する事業は、税を優遇的に使用しているのであることから、熊本県は県民に対してその交付による効果を説明する義務があり、補助対象事業者は適切に補助金を活用していることを報告する義務があると考える。現状補助金交付後のモニタリングに関する明確なルールは存在していないが、今後ルール化することを検討するとともに、事業ごとに必要なモニタリングが実施されることを期待する。	
2	26	農林水産政策課	総論	補助金方式に 代わる基金創 設による出資 方式の検討に ついて	意見	法人等の団体に対する十分なフォローアップ体制を作るための方策として、補助金の一部で基金を創設し、その基金から生産団体に対して出資し、支出後も出資者としてモニタリングを実施する方法が考えられる。 一定のルールを設けることで、補助金制度と同じ支出効果を維持しつつ、事業主体に定期的な報告義務を課すことができることから、基金方式による支援策も検討の余地があると考える。	事業の制度や仕組みについて、県事業として、適切に実施可能か 庁内関係課と協議して検討を行いたい。
3	28	農林水産政策課	総論	事業評価の必 要性	意見	農林水産部の事業の有する環境保全面での効果を重要視して予算(費用)を投下するのであれば、その投資後の効果についても何らかの形で数値化しなければ、本当に必要な事業であるということを県民に対して説明できないのではないかと考える。特にインフラ整備事業については、公共投資に対する社会的批判の声が高まっていることから、事業の目的に「環境保全効果」といった言葉が含まれているケースが多い。「環境保全効果」という言葉が事業実施のための「錦の御旗」として安易に利用されないように、今後は上記のような環境保全に対する効果測定も積極的に実施することが望まれる。	事業評価において、「環境保全面での効果」の数値化等が可能か 部内関係課で検討したい。
4	33	農林水産政策課	総論	中長期計画の 立案の必要性	意見	現在熊本県は財政再建戦略を実行している途中であり、県全体としての予算の余裕がなく、農林水産部としても予算の確保が難しい状況にある。しかし、このような状況であるからこそ中長期的な整備計画を立案し、緊急性の高い場所から優先的に整備を実施する、最終的な整備目標を立て、それに向かって各年度の事業を実施する等の動きが必要であると考える。現状、中長期計画は存在しておらず、単年度で確保できた予算の範囲で実施可能な事業を実施している。今後中長期の整備計画を立案し、大きな方針に沿った計画的な整備が望まれる。	備等)については、整備計画を作成するとともに、進捗状況や社会情勢の変化等の必要に応じて見直しを行うこととする。

番号	 所管課	事業名等	H <b>1</b>	指摘・ 意見 の区 分	内 容	改善措置
5	農林水産政策課	総論	補助事業の消費税に関する調査の必要性について	意見	また、熊本県においては報告書を提出させ、消費税相当額の全部又は一部を返	予め補助事業者等の課税状況を把握しておく必要のある補助事業等においては、個別に定める事業実施要領等に確認の手続きを規定するなどして、補助金交付申請時に課税事業者か否かを事前に把握するよう部内各課へ周知を図ることとした。
6			資材等の管理 のルールにつ いて	意見	の検討、不要と判断した場合の処分方法等に関するセンター内のルール作りが必要である。	共通大型農機舎にあった劣化したビニールやチューブ、発砲スチロール類は今後産廃として処分を予定。ハウス用パイプ類のうち利用できる資材については保管リストを作成し、それ以外の再利用できないものは産廃処理する予定。今後発生した端材等のうち、利用可能なものは保管リストに追加し、有効活用を図る。
7			倉庫に保管された古い農機 具について	意見		倉庫内には経緯のわからない古い農機具と、備品不要決定後の 未廃棄農機具(旧備品シール有)が混在しており、仕分けを実施し、 不用の農機具については、今後産廃処分を行う予定。また、今後寄贈等があれば、台帳を作成し記録に残すこととする。
8	センター	の生産技術高 度化事業	物品管理台帳 と現物の突合 作業	指摘		物品管理台帳(監査委員事務局監査調書様式32)作成依頼時に 熊本県備品管理システムより出力した物品の管理状況(備品詳細) を添付し、台帳に誤りがないか確認を行うとともに、現物との突合を 行うよう通知するとの方針を決定。( 資料作成照会時に実施)
9	農業研究 センター	安全な農産物 の生産技術高 度化事業	備品管理の ルールについ て	意見	所在場所が把握できるように、移動した場合は報告する義務のルール化が望まれる。	他の研究所や研究室に備品を貸し出しする場合は、備品貸出簿に記入し所在を把握できるようにルール化し、併せて所内各所属へ周知することとした。

<b>#</b> 0	_	所管課	<b>言</b> 类点体	W- 67	指摘· 意見	.t. 22	74- \$\$* +## PE
番号			事業名等	件 名	の区 分	内容	改善措置
10	53	団体支援 課	農業経営負担軽減支援資金助成費	書類の記載内容について	指摘	融資機関に対して「経営改善計画書に関する要件書」に関する「特認」の記載について、申請者である農業経営者の個々の事情が明らかになるように、詳細に理由を記載するよう指導すべきである。	
11		業参入支	進·加工施設	対象事業者の 要件のチェック 方法について	指摘	今後同様の補助事業を実施する際は、農地法第3条に基づく、農地の取得・賃借の許可を得ているか、当該法人が農業生産法人に該当するか等を農業委員会に対して文書で確認する等、対象法人が要件を満たしているか慎重に確認を行うとともに、確認の証跡を残すことが望まれる。	とした。
12		担い手・企 業参入支 援課	担い手育成 緊急支援事 業	事業実績報告 (支出項目調 書)の作成につ いて			全ての補助対象事業者に対し、進捗状況ヒアリングを行うとともに、収支報告時には実績額を含め正確に事業実績を記載するよう指導を行った。更に実績報告においても、全事業者からヒアリングを行い詳細なチェックを行ったが、予算と実績額が同額となっているものがあり、引き続き記載内容の正確性について、補助対象事業者を指導する。
13		業 援 援 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表	業	事業者が支出 する外部委託 経費について	指摘	熊本県担い手育成総合支援協議会に人的資源がない現状では、熊本県より補助を受け、事業を行おうとしても、協議会として実行する能力を有していない。また、農業会議に委託した事務の実施を協議会としてモニタリングすることは難しく、何らかの問題が発生した場合の責任の所在があいまいになる可能性がある。少なくともワンストップ支援窓口業務の引受先を協議会とすることは妥当でないと考える。窓口業務を実質的に農業会議が担っていることからすれば、当該事業の引受先も農業会議とし、補助金の支出についても、当該協議会に負担させている業務の割合に応じて、関係団体が分担して農業会議に対して支払えばよいものと考える。	・熊本県担い手育成総合支援協議会は、農林水産省が定めた「担い手育成総合支援協議会設置要領」に基づき、県、市長会、町村会、農業会議、JA中央会等、構成10団体により設置され、担い手育成等のための様々な事業を一致協力して実施している。・上記「担い手育成総合支援協議会設置要領」によれば、事業に係る業務の一部を協議会の会員で役割分担して委託することができる旨が規定されており、ワンストップ支援窓口業務についても当該要領に沿い、農業会議に委託しているもの。・当該業務の実施にあたっては、協議会構成員の総意のもと、その構成員である農業会議が責任をもって、実施することと決定した。・これまで担い手からの相談に対しては、農業会議が役割を担い、責任を持って対応している。・なお、県としても、県協議会の定期監査等において業務の執行状況を厳密に確認するとともに、日頃から連携を密にして相談業務等の状況把握に努めて参りたい。
14		担い手・企 業参入支 援課	〈まもと農業 経営塾	企画コンペに おける価格の 評価について	意見	開始当初のノウハウがない時期において企画コンペ方式を採用することはやむを得ないが、ノウハウが蓄積して〈れば、いずれは競争が働〈ような契約方法に移行し、事業実施のためのコスト低減をできるよう努力する必要があると考える。	〈まもと農業経営塾は、トップクラスの農業経営者を育成するため、新たな視点も加えながら、より質が高〈、高度な講座の実施を計画しており、企画コンペ方式が適切と考える。また、コンペの評価項目に、「事業費積算が企画内容に対し、適正か。」という事業費の積算に関する評価項目を新たに追加した。

番号		所管課	事業名等	件名	指摘・ 意見 の区 分	内 容	改善措置
15		課	〈まもとの地 産地消総合 対策事業	随意契約による委託業者の 選定について	意見	システム等の開発委託については、当初作成した業者でなければその後の保守もできないと判断しがちであるが、問題を解決する方法が存在する場合もあることから、今後は契約の検討段階で専門家等に相談し、できる限り競争性の働く契約方法を採用することが望まれる。	関係各課と調整を行うとともに専門家等に相談し、できる限り競争性
16			〈まもとの地 産地消総合 対策事業	長期間の保守 作業が見込ま れる場合の委 託業者の選定 について	意見	当初何らかの物品もしくはサービスの提供を受け、その後保守または追加サービスの契約が、一定期間確実に見込まれる場合、イニシャルコストとランニングコストを合わせたトータルコストで業者を選定することを考慮すべきである。 今後同様な契約を検討する際には、例えば、サイトに含まれるコンテンツ等はどの業者でも利用できる形で作成し、サイト自体に関しては数年に一度、その後の保守費用込みで作成する業者を選定する、といった方法を検討することが考えられる。	今後同様な契約を検討する場合、サイトに含まれるコンテンツ等を どの業者でも利用できる形で作成し、その後の保守費用込みで作成 する業者を選定する、といった方法の可能性についても検討した い。
17				企画コンペに おける価格の 評価について	意見	開始当初のノウハウがない時期において企画コンペ方式を採用することはやむを得ないが、ノウハウが蓄積してくれば、いずれは競争が働くような契約方法に移行し、事業実施のためのコスト低減をできるよう努力する必要があると考える。	今までにない事業を新たに実施する際には、開始当初のノウハウがない場合には企画コンペを採用するが、ノウハウが蓄積してくれば、事業コストの低減に向けて、競争性が働くような契約方法への移行を検討したい。
18	68	流通企画 課		企画コンペに おける価格の 評価について	意見	開始当初のノウハウがない時期において企画コンペ方式を採用することはやむを得ないが、ノウハウが蓄積してくれば、いずれは競争が働くような契約方法に移行し、事業実施のためのコスト低減をできるよう努力する必要があると考える。	当事業の企画コンペでは、企画内容の優劣や事業実施の効果を第一に審査・評価している。事業費の積算に関する評価項目を新たに追加することを検討したい。
19		課	くまもとの宝 トップセール ス事業	企画コンペ参加業者数の確保について	意見	自治体によっては情報発信を一般のホームページからSNS(Social Networking Service)中心に切り替える事例もあるため、情報発信の有効な手段として検討してみる価値はあるものと考える。	優れた企画を応募いただくためには、広く情報発信することが必要であると認識。今回の企画コンペの募集については、他の公募と同様に県庁ホームページへのトピック欄などに掲載し、周知したところですが、内容によって応募数に差があるので、今後とも効果的な情報発信に努めたい。

翟	号 ]	頁 所管		件名	指摘・ 意見 の区 分	内容	改善措置
	20	71 むらづ 課	り、農地・水保全管理支払事業	システムプログ ラムの著作権 の帰属につい て		とし、システム開発と保守を合わせて契約する方法も考えられる。	平成27年度保守契約より明記を行った。
	21	71 むらづ <sup>。</sup> 課	ジ 農地·水保全 管理支払事 業	随意契約による委託業者の 選定について	意見	システム等の開発委託については、当初作成した業者でなければ、その後の保守もできないと判断しがちであるが、問題を解決できる方法が存在する場合もあることから、今後は契約の検討段階で専門家等に相談し、できる限り競争性の働く一般競争入札を採用することが望まれる。	
	22	74 農産課	(まもと畳表 価格安定対 策事業	事業の統廃合について	意見	他の農産品、ひいては熊本県で生産されている工業製品とのバランスも考えれば、特定の農産品にだけ手厚い補助を与えるべきではなく、事業の統廃合も必要であり、本当にい草農家が競争力をつけるために必要な事業に予算を集中すべきであると考える。	本事業は、国産畳表の高品質化・ブランド化に取り組む生産者が安心して経営を継続できるようにするために、国の事業と一体となって国産畳表の価格が下落した際に補てん金を交付する事業である。 生産された畳表は、品質に応じて4区分に設定され、生産者の品質向上に向けた取組みが補てん額に反映する仕組みとなっており、畳表の価格が低下した平成18年には、73百万円、平成21年には86百万円が交付されるなど、農家の経営安定に大き〈寄与してきた。なお、野菜などでも、仕組みは異なるが、価格安定対策の取り組みはなされており、他の農産品同様、必要額を予算措置している。平成13年、中国から大量の畳表が輸入された際には、価格が暴落し、セーフガードが発動されるなど、これまで非常に厳しい環境におかれてきた生産者が、品質を向上させ、安定した経営に取り組めるようにするための、セーフティネットである。

番号	頁	所管課	事業名等	件名	指摘・ 意見 の区 分	内容	改善措置
23	76	農産課	(まもと型飼料用稲生産流通モデル推進事業(プロジェクトF8 8事業)	事業の統廃合について		今後両事業を合わせて、事業の存続の必要性について慎重に検討する必要がある。すなわち、「〈まもと型飼料用稲生産流通モデル推進事業(農産)」は予算未消化が多額であり、水田活用に着目するなら「〈まもと型飼料用稲生産流通モデル推進事業(農産)」に統合し、畜産用飼料の生産に着目するなら「〈まもと型飼料用稲生産流通モデル推進事業(畜産)」に統合するということも検討すべきである。	されたため、平成25年度をもって、県事業としては廃止したところ。 今後、同様の事業を実施する場合は、ご意見を踏まえて事業調整を
24	81	農産課	熊本土地利 用型農業緊 急支援事業	補助金交付後 のモニタリング について	意見	補助金交付後のモニタリング体制について、実施規則・実施要項に内容を織り込むとともに、適切なモニタリングが実施される必要がある。	補助金交付後において、モニタリングを行うため、実施要領に基づき、農業機械利用状況や、米·大豆等の作付面積等の状況について、報告を求めている。
25		農産課	いぐさ・畳表 生産体制強 化緊急対策 事業	補助対象経費について	指摘	事務費について、支給限度額に関する規定を作る必要があると考える。 また、申請書類間の整合性についてもとる必要があり、収支計画書についても事 務費を織り込むよう変更する必要がある。	事務費については、組織育成の目的で支出していたが、平成27年度からは事業の組み替えを行い、組織の育成をメニューから除外したため、事務費の支出はない。
26	84	農産課	生産体制強	事業の方向性 の見直しの必 要性について	意見	予算の未消化を財源に、いぐさ・畳表産地の構造改革として次の方向性で検討すべきである。 (1)生産体制の変化 生産組織を生産法人化し、生産農地・労働力・資金が継続的に維持できる生産体制を整えるべきであり、そのような方向性での事業補助の在り方を検討すべき。 (2)加工体制の変化 八代地域をいぐさの生産地帯として維持育成しようとするなら、加工工程のみを担う加工組織を育成する等、工程ごとで専門組織を育成することを検討すべき。	いぐさ・畳表産地の構造改革については、新たな方針として生産法人化や加工組織の育成を入れ込んだ形で策定しており、今後はこれらのモデルを育成し、産地の維持を図っていく。
27	87	農産課	水田新産地 形成事業	事業の効果の 測定について	意見	補助金事業の実施に当たっては、各事業の目的に応じた評価ポイントを明確にしておくことが重要であり、今後事業ごとの評価ポイントの検討が望まれる。	当事業では新たな評価ポイントとして、地域振興作物による調整 水田等の不作付地の解消面積を評価ポイントとして設定し、評価を 実施している。
28	89	農産課	地域特産物 産地づくり支 援対策事業	事業の必要性について	意見	多くの農産物まで補助対象とするのは事業の焦点がぼやけ、説得力のない事業となりかねない。熊本県としても主力ではない農産物にまでに補助対象を広げることが本当に必要であるか、十分な検討が必要であり、地域特産物の対象農産物をどうするか生産者・消費者の意見を取り入れた事業展開が望まれる。	地域特産物は、熊本県内では生産量は多くないが、それぞれの中山間地域等にとっての有効な経済作物であり、また、加工と組み合わせることで、新たな雇用や産業創出にも期待ができる品目であるため、各地域段階においては重要な役割を果たしていると考えている。 引き続き、産地化が期待できる品目を事業の対象としていきたい。
29	92	園芸課	〈まもと稼げ る園芸産地 育成対策事 業	補助金交付後 のモニタリング について	意見	補助金交付後のモニタリング体制について、実施規則・実施要項に内容を織り込むとともに、適切なモニタリングが実施される必要がある。	事業主体から実施後の事業効果の報告を求めることを実施要領に追加した。 (「施設園芸緊急再生対策事業」は、平成27年度から「〈まもと稼げる園芸産地育成対策事業」に統合。)
30	93	園芸課	施設園芸緊 急再生対策 事業	補助金交付後 のモニタリング について	意見	補助金交付後のモニタリング体制について、実施規則・実施要項に内容を織り込むとともに、適切なモニタリングが実施される必要がある。	事業主体から実施後の事業効果の報告を求めることを実施要領に追加した。 (「施設園芸緊急再生対策事業」は、平成27年度から「〈まもと稼げる園芸産地育成対策事業」に統合。)

番号		所管課	事業名等	件名	指摘・ 意見 の区 分	内容	改善措置
31	94		施設園芸緊 急再生対策 事業	事業実施報告 書の提出期間 について	意見	補助金交付後3年間は事業報告を求めているが、事業主体に補助金交付を受けている認識を持たせるためにも、補助交付後4年目以降も一定の事業報告を行わせるべきである。	(「施設園芸緊急再生対策事業」は、平成27年度から「〈まもと稼げる 園芸産地育成対策事業」に統合。)
32	97		循環型耕畜 連携体制強 化事業	補助金交付後 のモニタリング について	指摘	熊本県補助金等交付規則においては「財産の処分の制限」を定めていることから、事業ごとに定めている事業実施要領においても当該規定を設ける必要があると考える。	指摘を踏まえ、実施要領に財産の処分の制限に関する規定を追加した。(平成27年5月7日改正要領施行。)
33	100	農村計画課	土地改良施 設維持管理 強化事業	効果の測定に ついて	意見	今後土地改良施設の管理者に対してアンケートを実施する等、補助を継続するだけの効果が上がっているか、効果の測定を実施することが望まれる。	今後、本事業の受託先である県土連が施設管理者へ実施する キャラバンの機会等を通じて、アンケート等を実施し、事業効果を把 握する。(管理指導事業)
34	102	課	土地改良施 設維持管理 強化事業	事業の実施方 法について	意見	毎年熊本県全体における緊急性等を考慮した事業計画を作成し、毎期一定の事業費、これに基づく毎期一定の拠出金で過不足ないか検証し、適正な予算確保に努める必要がある。 その前提として、県内の対象となる施設の状況把握が必要となるが、現在網羅的に情報が管理できてないことから、今後情報の蓄積を図り、そのうえで中長期的な事業計画の立案が望まれる。	県土連が実施する土地改良施設管理指導事業で県内の約350施設の定期診断を行い、更新計画の基としており、実施ヒアリングを通じて緊急度の高い施設から適正化事業を行っているところ。今後は、より計画的な実施となるよう施設点検の情報をデータ整理し、適正な予算確保に努める。(適正化事業)
35	103		土地改良施 設維持管理 強化事業	募集要項につ いて	指摘	資格は有さずとも知識と経験を有している方の応募があった場合に、適用単価に問題がないかといった弊害が生じることから、今後は募集要項に資格を具体的にうたう必要がある。 また、具体的な内容は特記仕様書に記載してあるが、要綱とのつながりでは資格者を有する団体に参加要件を絞る形にはなっていないため、記載内容を統一すべきである。	
36	103	課	土地改良施 設維持管理 強化事業	実績報告の チェック体制に ついて	意見	今後はチェックリストの作成や、地域振興局と本庁とのチェック体制の分業等、 チェック体制の見直しをする必要がある。	実績報告について新たなチェックリストを、平成26年度実績報告分から、導入済みであり、出先振興局と連携し、体制強化を図る。(管理体制整備型)
37	104		土地改良施 設維持管理 強化事業	土地改良区に 対する指導に ついて	意見	役員や事務局員だけでなく、一般の組合員に対しても理解しやすい資料を提供する等、組合員によるモニタリングが実行されるよう、指導することが望まれる。また、そのためにも、熊本県の職員も、民間企業で実施されている内部統制の仕組み等を学習し、どのようなモニタリング体制を構築すべきか知識を持つことが期待される。	県及び県土連の共催で毎年実施している「新任理事研修」及び「監事研修」テキストについては、できるだけ平易な言葉を用い、一般の組合員に配布しても活用できるよう工夫している。また、今後も、県職員は農水省が主催する「土地改良区検査職員研修」等を受講し、内部統制を通じた効果的な団体指導のあり方について、学習していく。
38	107	農村計画課	基幹水利施 設応急対策 事業	人件費の計算 について	指摘	標準単価表を基に80%をかけるといった合理的に説明できない方法で計算するのではなく、実際の執務時間を正確に報告させたうえで、これに標準単価をかけて補助金を計算するよう改善する必要がある。 また、県土連においても執務時間の把握をより詳細にするよう熊本県が指導する必要がある。	本事業の受託先である県土地改良事業団体連合会と協議した結果、平成27年度より、実際の執務時間による実績報告とすることとした。(県土地改良事業団体連合会には、実際の執務時間を把握するよう指導済み。)

番号	頁	所管課	事業名等	件名	指摘・ 意見 の区 分	内容	改善措置
39	108	農村計画課	基幹水利施 設応急対策 事業	消費税の取扱いについて	意見	今後は消費税の返還手続きの作業負担を軽減するためにも、当初から税抜金額での補助金交付を検討すべきである。	本事業の受託先である県土地改良事業団体連合会は、本事業を含め多くの事業を実施している課税団体であり、事業実施年度明け6月頃に行う確定申告に基づき、課税売上割合を算出して、消費税相当額を確定しているところである。交付申請時においては、消費税相当額が判明しないことから、従来どおりの手続きとしたい。
40		農地整備 課	農地防災事 業費	入札について	意見	見積りを入手して予定価格を設計した場合は、透明性を確保するために見積単価を公表することとしているとのことだが、できる限り競争性も確保できるような工夫も求められる。	見積もりのうえ採用した単価については、市場に広く知られているものではないため、入札の公平性や透明性を確保するために公表することにしている。
41	113	農地整備課	海岸保全事業	工事の緊急性 等による計画 について	指摘	災害による被害を未然に防ぐためにも、施設の老朽化、背後地の財産的被害及び人的被害の規模により緊急性を判断し、これによる計画を実施する必要がある。	県が管理する農地海岸44箇所については、現在33箇所で海岸保全施設の整備を行っており、各々の整備内容や事業進捗の状況、背後地の状況及び緊急性も含めて総合的に限られた予算の範囲内で判断し事業を実施している。
42	113	農地整備課	海岸保全事業	海岸保全基本 計画の見直し の必要性につ いて	指摘	当初作成された事業計画は昭和33年から大きな見直しが実施されていない。また、海岸保全基本計画についても、立案から9年が経過しており、当時想定された環境と現状がかけ離れている可能性がある。 環境変化等を踏まえ、今後速やかに計画の見直しを実施する必要があると考える。	当初作成された事業計画については必要に応じて見直しを実施している。 海岸基本計画は国が示す海岸保全基本方針に基づき自然的特徴 や社会的特性等を踏まえ、沿岸の長期的なあり方を定めることとしており、必要に応じて他県と連携し見直しを検討する。
43	115	農地整備課	海岸保全事業	財産登録の必 要性について	意見	海岸保全事業に係る財産台帳には、工事の内容が履歴として記録されているものの、金額情報は記録されていない。これは法律により要求されていないからであるが、今後地方公会計の対応としては財産額の情報を残す必要があるのではないかと考える。	海岸法に基づき海岸保全区域台帳を調整しており問題無いが、庁内で実施される地方公会計の説明会等を受け財産額を残していく。
		農地整備課	農地保全事 業費	指名競争入札に おける指名業者 の選定過程の記 録について	3,431,3	選定委員会は非公開であり、その選定過程には一定の職員しか関与しないことから、今後は選定経緯の透明性を確保するためにも、選定ルールの明文化及び選定過程の記録を残すことが必要であると考える。	審査会において、選定過程が分かるように審議する指名台紙に、選定理由を記載して記録に残し、審査会メンバーが全員で内容を確認している。
45	119	農地整備課	農道整備事業	長期間に渡り 継続している 事業について	指摘	長期間継続されている事業については、今後もこのまま事業を継続するかどうか、 計画の見直しの必要がないか、慎重な検討が望まれる。	長期化している事業については、採択後10年間が経過した時点、その後は5年間毎に、進捗状況や社会情勢の変化等に基づ〈第三者の意見を踏まえ、事業の再評価を行うこととしている。
46	122	農地整備課	農道整備事 業	長中期の整備 計画の必要性 について	意見	現在、中長期計画は存在しておらず、単年度で確保できた予算の範囲で実施可能な事業を実施している。今後、中長期の整備計画を立案し、大きな方針に沿った計画的な整備が望まれる。	新規の農道事業は、農地の土地利用や既存道路の状況等を踏まえ、事業完了後の利便性及び交通量などの経済効果を勘案して計画を策定している。

番号	頁	所管課	事業名等	JH 47	指摘・ 意見 の区	内容	改善措置
47	123	農地整備課	農道整備事業	市町村への管理移管後の農道のモニタリングについて	意見		道に求められる通作条件や農村環境の改善などの機能は、概ね確保されているものと考えている。市町村等の農道管理者に対しては今後とも、必要に応じて助言等を行っていく。
		課	県営経営体 育成基盤整 備事業	予定価格の算 定における「雑 工事」の取り扱 いについて		特記事項の記載漏れを防止するためにも、契約書及び特記事項のひな形の作成が必要であると考える。	仕様書に関する主管課の技術管理課と協議。 27年度の共通仕様書の改定に併せて、雑工事に関する規定を共 通仕様書に織り込み、7月1日付けで施行予定。
49	129	課	企業参入促 進支援農地 情報図整備 事業	「農地地図情報」を活用した事業の検討過程について	意見	判断の過程は詳細に記録し、熊本県民の納得のいく説明ができるよう配慮すべきである。 その後の活用状況についても、単県事業として効果が上がっていることをモニタリングするために、システム利用件数、利用した相談者に対するアンケート等を継続的に実施する必要があると考える。	今後、慎重な検討を要する会議においては、会議録を作成し保存することとしたい。 また、平成26年12月、システム利用団体に対し利用状況や要望等についてのアンケート実施。今後も継続的に実施することとしている。
50	129	技術管理 課	企業参入促 進支援農地 情報図整備 事業	事業実施の効 果の向上につ いて	意見	相談件数を多くするためには、もっと告知を実施することが望ましい。また、土地の所有者が企業等が参入することに対する理解及び具体的なメリットを認識する必要があると思われる。そのために、所有者向けの企業等の参入に関する説明会や広報資料が必要であると考える。	
51	142	森林整備課	林業公社事業	改善策の作成 のための基礎 資料の保存に ついて	指摘	今後改善策を再度検討する必要が出た場合、過去においてどのような方法で改善策が立案され、どこに問題があったのかを検証するためには、基礎となった資料及びデータは適切に保存される必要がある。しかし、現状改善策がどのように策定されたか検証できない状況にあり、問題であると考える。 事後の検証作業に必要となる基礎資料を選択し、適切に保存する必要がある。	木材価格や事業経費の変動を踏まえ、平成26年8月に追加的改善策を盛り込んだ長期試算の見直しを行ったところ。 今後は、それらの基礎資料を事後の検証作業の資料として適切に 保存・管理する。
52	142	森林整備 課	林業公社事業	県議会に提出 する資料につ いて	意見	今後公社の存続についてより慎重な判断がなされるためにも、長期にわたる見通 しが把握できる資料を作成し、提出することが望まれる。	林業公社の経営状況や改善策の進捗については他県や他団体の情報を収集し、より分かりやすい資料の提出方法について検討していく。
53		森林整備 課	林業公社事業	存続の可否の 検討方法につ いて	意見	今後熊本県においても、県民が理解できるような収支の試算方法を積極的に採用 し、開示していくことが望まれる。	他県の情報を収集し、県民に対し分かりやすい収支試算の開示方法について検討していく。
		課	林業公社事業		意見	今後も定期的に土地所有者の動向を知るためにアンケート調査等を実施し、その 状況を把握してお〈必要があると考える。	現在、林業公社では、毎年の機関誌発行を通じ、所有者の意向把握に努めるなど、追加的改善策を円滑に進める取組みを行っているところ。今後も、このような取組みを加速化させ、追加的改善策が達成できるよう指導を行っていく。
55	147	森林整備 課	林業公社事業	追加的改善策 の見直しが必 要とされる基準 について		一般的には、経営改善計画について達成率が80%を下回った場合、計画の見直し等が必要とされる。このように、公社の改善策の実施についても、「達成率が80%を下回った場合は再度存続の可否を検討する」等、具体的な見直し基準を定めることが必要であると考える。	追加的改善策の実施にあたっては、土地所有者の同意や木材価格の動向、国の支援策にも大き〈影響されることから、改善策の進捗を把握してい〈中で、計画見直しの必要性を適宜判断していきたい。

番号		所管課	事業名等	件 名	指摘・ 意見 の区 分	内容	改善措置
56	149		緑の産業再 生プロジェク ト促進事業	非課税団体に対 する消費税分の 補助について	指摘	今後、非課税業者に対する消費税の取り扱いに関する規定を明確にし、公平な取り扱いをする必要がある。	同事業の実施要領を改正し、「消費税納付についての調査書」に おいて課税、非課税等の報告を徴することとした。
		課	生プロジェク ト促進事業	補助金交付後 のモニタリング について		少なくとも10年を超える耐用年数を持つ財産については、積極的に資産の保管状況をモニタリングする仕組みが必要である。	10年を超えた資産についても耐用年数の残存期間まで、資産の保管状況をモニタリングする仕組みを検討しているところ。
		課	業振興施設 等整備事業	非課税団体に 対する消費税 分の補助につ いて		今後、非課税業者に対する消費税の取り扱いに関する規定を明確にし、公平な取り扱いをする必要がある。	おいて課税、非課税等の報告を徴することとした。
		課	業振興施設 等整備事業	補助金交付後 のモニタリング について	·	少なくとも10年を超える耐用年数を持つ財産については、積極的に資産の保管状況をモニタリングする仕組みが必要である。	管状況をモニタリングする仕組みを検討しているところ。
		課	事業	補助金交付後 のモニタリング について		少なくとも10年を超える耐用年数を持つ財産については、積極的に資産の保管状況をモニタリングする仕組みが必要である。	管状況をモニタリングする仕組みを検討しているところ。
		課	県産木材利 用開発促進 事業	補助金の消費 税相当額の減 額の時期につ いて		今後は、できる限り消費税等相当額を減額した額で申請するよう指導していくべき と考える。	
		課	新規就業促進対策事業	雇用契約状況 のモニタリング の必要性につ いて		契約へと変更がなされなければ、全額返還を求める必要がある。 確認したところ、この先、正規雇用契約に変更される予定であるとのことだった。今後の受給者への働きかけと就労状況の適切な把握が期待される。	一部の給付金受給者において、書面による雇用契約に基づかない者があったが、就業先への指導により書面による雇用契約が完了している。
63	158	課	〈まもと緑の 新規就業促 進対策事業	就業状況の報告方法について	意見		就業状況報告の従事日数については、実労働日数を記載するよう 指導するとともに、その内容について、毎年3月に事業主体に対し確 認を行うこととした。(H27.3済)
		課	事業	非課税団体に対 する消費税分の 補助について		今後、非課税業者に対する消費税の取り扱いに関する規定を明確にし、公平な取り扱いをする必要がある。	おいて課税、非課税等の報告を徴することとした。
65			特用林産物 施設化推進 事業	補助金交付後 のモニタリング について	意見	財産の耐用年数が経過するまでは、補助金返還の可能性もあるので、この調査は今後も継続していき、施設の使用状況の把握に努めていくことが望まれる。	「特用林産物生産者調査」の中で、本事業等で導入した施設の利用状況調査について、毎年調査を実施するよう各地域振興局担当者に周知した。

番号		所管課	事業名等	<i>J</i> +	指摘・ 意見 の区 分	内容	改善措置
66	164	森林保全課		しゅん工に係る 評価結果通知 のチェック体制 について		チェックが不十分な場合、誤った成績評価が通知されることにも繋がるため、チック方法の見直しが必要であると考える。	左の改善策について、森林保全課長名で出先に通知(平成27年5月15日、森保第130号)。内容は以下のとおり。 工事成績の評定は、検査復命と一体であることから、復命者である検査員が、主任監督員や総括監督員の評定内容を含め一式の書類として、最終チェックを行うように徹底する旨指導。
67	168	森林保全課	単県治山事 業	落石防止柵の 所有権につい て	意見	今後、落石防止柵所有権の熊本県への帰属を明確にすべきであり、土地使用承諾書あるいは別の文書にて所有権の帰属を明記する必要があると考える。	左の改善策について、森林保全課長名で出先に通知(平成27年5月15日、森保第130号)。内容は以下のとおり。 落石防止柵を含む治山施設の所有権については、県営治山事業 実施要領の改正(平成27年6月施行)を行い、「土地使用承諾書」の 内容を見直し、県の責務を明確化することとした。また、改正適用日 以降は、新承諾書により徴収し、本文又はその写しを関係者が所持 する旨指導。
68	169	森林保全課	<b>業</b>	治山台帳の記載について		記載内容の不備が存在した。今後は慎重に記載することが望まれるとともに、適切なチェック体制の構築が望まれる。	左の改善策について、森林保全課長名で出先に通知(平成27年5月15日、森保第130号)。内容は以下のとおり。 治山施設の点検整備等については、上記同様に県営治山事業実施要領の改正を行い、「施設点検や維持管理行為」の記録について、明確化した。治山台帳の作成等に当たっては、「民有林補助治山事業実施要領」に基づき適切に記録するとともに、作成後においては、台帳主査が確実に決裁回覧を行い、その過程で組織的なチェックを行ったうえで保管する旨指導。
		整備課	トックマネジメ ント事業	入札業務に関するモニタリング体制について	意見	一定金額の幅をもって入札されている場合、他の地区から参加している業者を除き入札金額が近似している場合等の客観的な基準を設け、ヒアリングの実施、誓約書の入手などの対応をし、業者へ不正防止の啓もうと牽制をすべきであると考える。	なお、入札及び契約手続きの透明性の確保と公正な競争の促進を図るために平成14年2月に第三者機関である熊本県入札監視委員会が設置されており、県が発注した工事に関して指名の理由及び経緯、談合情報への対応等について審議が行われているところ。
70	174		単県漁港改 良事業	事業の効果測 定について	意見	施設の新設、改良を行ったことによる定数的な効果の測定までは行われていない。定数的な評価の手法の導入を検討すべきである。	当該事業は国庫補助事業と比べ小規模かつ局所的な事業が多いことから、国庫補助事業同様の定数的な評価を行うことの妥当性や可能性について、現在、検討を行っているところ。
71				随意契約方式 の妥当性につ いて	意見	計画業務と実施運営業務を分けて契約がされているが、大会計画と運営を区分すべきであったのかが疑問となる。今後同様の複数年度にわたるような大規模なイベントを実施する場合には、予算確保などの手続上の問題で計画業務と実施運営業務を分けて契約するということにとらわれることなく、どのような契約方式をとることが最も全体のバランスが取れるのか、新たな視点に立った契約業務の検討が望まれる。	本大会の計画業務と実施運営業務の委託契約は、実行委員会が最も適切な契約方式と判断して行ったものである。 今後実施される同様のイベントについては、置かれている状況や条件を踏まえ、最も適切な契約方式により検討すべきであると考える。

番	員頁	所管課	事業名等	件名	指摘・ 意見 の区 分	内 容	改善措置
	2 180		海づくり大会	契約段階にお けるコスト面の 考慮について	意見	る。今後、どのような契約方法を採用することが最も全体のバランスが取れるのか、新たな視点に立った契約業務の検討が望まれる。	本大会は熊本市での式典行事に引き続き海上歓迎・放流行事を3会場(熊本市、水俣市、天草市)で実施するなど、遠距離の分離した開催という過去に例にない大会であるため、まずはその実施計画の内容に十分な検討を行う必要があった。このため大会を実施運営するのに必要な費用については、実施計画策定作業の初期の段階のものであり熊本放流会場、牛深放流会場の運営費及び進行人件費は含まれておらず、出演者についても確定していない状況での業者選定であった。 今後実施される同様のイベントについては、置かれている状況や条件を踏まえ、最も適切な契約方式により検討すべきであると考える。